

## 墮胎

〔本朝醫談〕臨產の時、産婦の側に、白米を設け置は、血量おこる時かましめん爲なりと、本朝食鑑に見ゆ、生米は、血の道によし、産前後、手負、目のまぶ時にくふべしと、本草歌に出づ、又豆にも、其能ありと見えて、備前老人物語に、手負て血の胴へ落て難儀ならんには、煎豆を食ふべし、忽亥るしありといへり、民間に血量に用ふる、薄墨薬といふあり、米の粉に藤こぶの黒焼を、薄墨色になるほど和合するなり、

## 〔北邊隨筆〕四 墮胎

源順集に、男のひとの國にまかるほどに、子をおろしける女のもとに、たちちをのかへるほどをも亥らずしていかですて、しかりのかひ子ぞ、とあるをみれば、墮胎もふるくせし事なりけり、今も人亥れず多くするなめり、いかなる心ぞや、

## 〔市中取締類集〕九ノ四十五 墮胎御禁止一件

天保十三年六月

越前守殿  
墮胎致し候者、御仕置之儀ニ付、申上候書付、

鳥居甲斐守

町奉行

市中ニ而、女醫師と唱、妊娠之者を、頼ニ應じ墮胎致し候もの、并頼候もの、御仕置當、御尋ニ御座候處、元來人道ニ有之間敷所業ニ候得共、右之内ニは、難産等ニ而、其兒を殺、其母を助候と申儀は、產科之所主ニ而、無餘儀次第ニ付、強而論すべき儀ニは無御座候得共、多くは、父母抔を忍び密通致し、不計懷妊致し候儀、顯候を厭ひ候より、仕成候儀ニ而、右等は、其身之不慎より懷妊致し候處、密通之儀可押隠爲メニ、其子を殺候儀ニ而、或は差而謂無之ニ、其身之勝手ニ泥ミ、夫婦相談之上、猥ニ墮胎爲致候ものも可有之哉ニ而、右様之類、實ニ不仁之至ニ御座候間、以後何と歟御仕置無之